

## 下川町農業委員の募集について

現在の下川町農業委員は3年間の任期満了により令和8年7月19日をもって終了し、令和8年7月20日付けで新たに農業委員を選任することになります。

農業委員は、農業者等からの推薦をはじめ、委員の中に農業委員会の所管事務に利害関係のない方を含むこととされているため、広く一般からも公募し、推薦・応募のあった方の中から町長が議会の同意を得て任命します。

つきましては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進などの職務を適切に行うことのできる農業委員の候補者について、「農業委員会等に関する法律」に基づき推薦・応募により募集いたします。

### 1. 募集内容

職 名：下川町農業委員（身分：下川町の特別職の非常勤職員）

募集人数：8人

任 期：令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

### 2. 業務内容

農地の権利異動や転用に係る許認可業務及び担い手への農地集積・集約化、新規就農の促進等に伴う現地調査、指導及び監視業務、地域計画に係る目標地図の策定支援など

※上記職務を達成するための委員会の会議への出席（原則月1回）

### 3. 推薦を受ける者及び募集する者の要件

委員選任予定日（令和8年7月20日）時点で、次のいずれにも該当する者

- (1) 下川町に住所を有する者（ただし、特別な事情がある場合を除く）
- (2) 下川町が設置する執行機関の委員でない者（ただし、法令等により農業委員との兼職が禁じられていない者を除く）
- (3) 下川町の職員でない者

※次のいずれかに該当する場合、委員になることができません。

- ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

### 4. 受付期間

令和8年2月27日(金)から令和8年3月31日(火) 午後5時15分まで

### 5. 募集内容の詳細及び書類提出など

農業委員会事務局窓口または下川町ホームページにてご確認ください。

※持参又は郵送のみの受付となります。

■お問い合わせ 下川町農業委員会事務局 ☎4-2511内線316